

2. 経営方針

(1) 経営の基本方針

現在わが国の電気事業は自由化という大きな変革期を迎えております。

すなわち、本年6月には、段階的な自由化範囲の拡大を前提とした改正電気事業法が成立し、送配電部門の公平性・透明性の確保、電力会社の供給区域をまたぐごとにかかる振替供給料金の廃止等が定められました。これを受け、現在、総合資源エネルギー調査会電気事業分科会において、自由化制度の詳細設計について議論が進められております。そのような情勢のもと、電力市場への参入の動きが活発化するなど、競争が一段と激化していくことが予想されます。

こうした環境変化を踏まえ、当社は、「平成15年度経営計画」に基づき、電気事業をコアとする総合生活基盤産業として、「信頼され選んでいただける企業」であり続けることをめざし、「トータルソリューションパワー」をキーワードに、「お客さま価値の創造」「トップレベルの競争力の実現」「人づくり・しくみづくり」に重点をおき、経営資源を総合的に活用し、グループ全体での持続的な成長を追求しております。

具体的には、関西電力グループの総力を結集することにより、お客さまのニーズやご期待にお応えする新たな商品・サービスをご提案するなど、お客さまにとって魅力のある価値を創造し、くらしやビジネスのお役に立つことを通してグループ全体での売上高の維持・拡大に努めてまいります。本年6月には、それぞれのお客さまに提案からアフターサービスまで一貫したサービスをご提供し、お客さまのニーズにきめ細かく対応した営業活動を行うため、全社の営業体制を再編いたしました。また、経営効率化をさらに推進し、設備投資については、総額を抑制しつつ、情報通信事業、ガス事業を中心に将来の収益が期待できる分野には、重点をおいて投資を行ってまいります。これらの取り組みを推進することにより、以下の財務目標の達成をめざしてまいります。

【連結ベース】

平成15～17年度のフリーキャッシュフロー3,600億円以上(年平均)

平成15～17年度のROA(総資産事業利益率)2.4%以上(年平均)

平成17年度末を目途に、株主資本比率25%以上、有利子負債残高3.4兆円以下に

平成15～17年度の経常利益1,700億円以上(年平均)

【単独ベース】

平成15～17年度のフリーキャッシュフロー3,700億円以上(年平均)

平成15～17年度のROA(総資産事業利益率)2.5%以上(年平均)

平成17年度末を目途に、株主資本比率24%以上、有利子負債残高3.1兆円以下に

平成15～17年度の経常利益1,600億円以上(年平均)

さらに、当社は原子力の安全・安定運転を第一として、エネルギーセキュリティや地球環境問題など長期的・公益的課題に着実に取り組みつつ、コンプライアンス(法令等の遵守)の徹底を図ってまいります。

今後とも、グループ全体で企業価値の向上を図り、同時に経営資源の効率性を高めて財務体質の強化を図ることにより、お客さまはもとより、株主や投資家のみなさまからも信頼いただける事業活動を力強く展開してまいります。

(2) 利益配分の基本方針

当社は、長期的な視点に立って株主価値の増大をめざしてまいります。すなわち、競争時代にある電気事業において、徹底した効率化を推進し、競争優位を確保できる料金水準を維持しつつ、財務体質の強化を図ってまいります。したがって、安定配当を維持しつつ、株主価値を持続的に向上させていくことを利益配分の基本方針としております。

なお、内部留保資金につきましては、設備投資および財務体質の強化方針に充当してまいります。

(3) コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及びその施策の実施状況

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方

適法かつ効率的な企業経営を実現し、市場からも評価される会社となるためには、コーポレート・ガバナンスの充実が不可欠であり、当社としては、お客さまはもとより、株主や投資家のみなさまの期待に応えるため、事業運営の透明性・健全性を確保しつつ、競争に勝ち抜く強い会社づくりを推進いたします。

コーポレート・ガバナンスに関する施策の実施状況

取締役会については、定例取締役会を毎月1回、必要に応じて臨時取締役会を開催し、経営上重要な事項について審議・決定するとともに、取締役の職務執行を監督しております。

また、重要な経営課題について戦略的・先見的に対応するため、会長、社長、副社長により構成する経営会議を設置するとともに、役付取締役により構成する常務会を原則週1回開催し、重要な業務執行について協議し、迅速かつ適切な対応を行っております。

当社は監査役制度を採用しており、監査役は取締役会や常務会などの重要な会議に出席し、意見を述べ、また取締役から経営上の重要事項に関する説明を聴取するとともに、主要な事業所の業務および財産の状況を実地に調査するなど、取締役の業務執行について適法性、妥当性の観点から監査を行っております。

なお、社外役員については、社外取締役3名、社外監査役4名を選任しております。社外取締役および社外監査役と当社との間に特別の利害関係はありません。

さらに当社では、品質・安全の確保を目的に社外の有識者の参加も得た「品質・安全委員会」の設置、品質・安全監査部門による内部監査、各部門による業務のセルフチェック等、内部チェック機能の充実に努めております。

昨年度からは、さらなる信頼の確保、風通しのよい企業文化の醸成等を目的とし、また、コーポレート・ガバナンスの充実にも資するものとして、社外委員（弁護士）2名を含む「関西電力コンプライアンス委員会」を設置しております。主な活動としては、「コンプライアンス相談窓口」の設置や、従業員が遵守すべき事柄を解説した「コンプライアンス・マニュアル」に基づく研修等を実施し、コンプライアンスの徹底を図っております。

会計監査人については、監査法人トーマツと契約を結んでおり、会計監査を受けております。